

1. 潜水事故の現状(沖縄)
2. 減圧障害(DCI)とは
3. 潜水の器材:最新の方法
4. 潜函(ケーソン)作業とは
- 5. 高気圧作業安全衛生規則の改正**
6. DCIの治療:医療の現場から
7. DCIの治療:最近の報告から
8. 事故での初期対応は
9. 酸素使用でDCIを予防できるか
10. 総合討論

高気圧作業安全衛生規則の改正

高気圧作業安全衛生規則 改正検討会報告書

→ 平成26年2月21日

労働政策審議会 平成26年3月24日

→ 詮問文公開 3月25日

官報 号外第267号 平成26年12月1日

施行通達 平成27年1月9日

→ 都道府県労働局長、関係団体、検討委員宛

施行開始 平成27年4月1日

高気圧作業安全衛生規則の改正

第一章 総則 (事業者の責務)

第一条 事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業者の裁量は広がったが、減圧表を用意して、高気圧作業の計画、管理をすることを義務としている。(第12条2)

高気圧作業安全衛生規則の改正

1. 減圧表の最低基準(第18条)

従来の別表1, 2, 3は廃止

体内ガス分圧、その許容値を基準式で求め、評価

2. 各ガス分圧に関する基準(第15条)

作業環境の窒素分圧 $P_{N_2} \leq 400 \text{ kPa}$

作業環境の酸素分圧 $18 \text{ kPa} < P_{O_2} \leq 160 \text{ kPa}$

酸素減圧の酸素分圧 $18 \text{ kPa} < P_{O_2} \leq 220 \text{ kPa}$

3. 酸素暴露量の制限(第16条)

1日当たりの暴露量: 600 UPTD

1週間当たりの暴露量: 2,500 UPTD

- ・繰返し作業回数に制限は無いが、「減圧表の最低基準」による計算評価が必要
- ・14時間以内は繰返し作業として考える

高気圧作業安全衛生規則の改正

課題・問題

1. 手間がかかる計算式で減圧表を作業毎に作成できない。
2. この「減圧表の最低基準」が絶対遵守となると急速浮上による船上減圧がない。
3. 水深40m以上は混合ガスを使用する。
4. 今回の各ガス分圧の制限は、呼吸ガスに関するものだが、規則条文ではマスク供給とチャンバー環境による供給とが混合しているように見受けられる。